

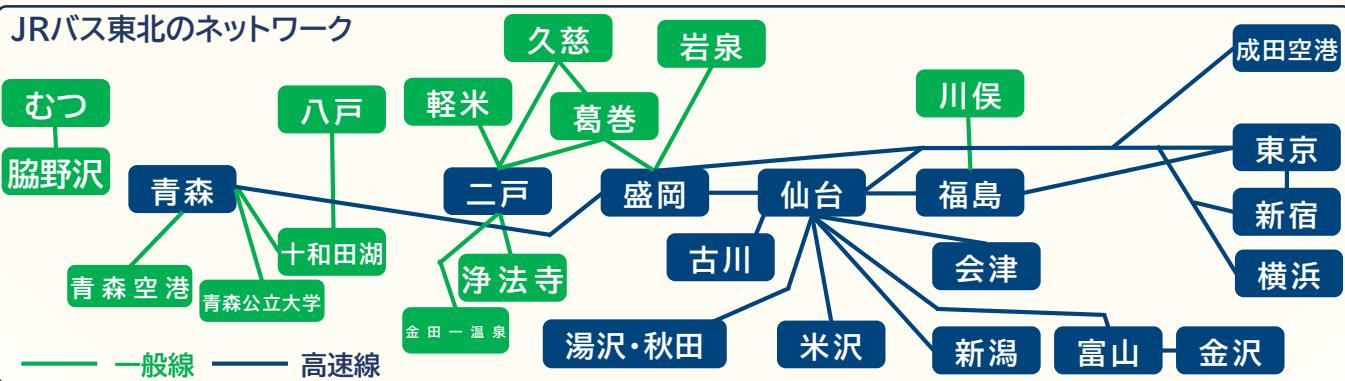
バスにあなたの広告を 載せてみませんか！



JRバス東北だからこそ！

JRバス東北では、青森・岩手・福島で街中を走る路線バスから、東北各地にとどまらない首都圏・北陸にまで及ぶ高速バスまで幅広く運行しております。広域ネットワークを持つ当社のバスが、

あなたの広告を「あなたの街」から「遠くの街」まで幅広くお届けすること間違いないです！



広告のラインナップについて詳しくは次のページへ！

バス車体広告

フルラッピング

地域を結ぶ路線バスから、広範囲を走る高速バスまで幅広いアピールに繋がります



高速線：<掲出期間> 1台/1年～

一般線：<掲出期間> 1台/1年～

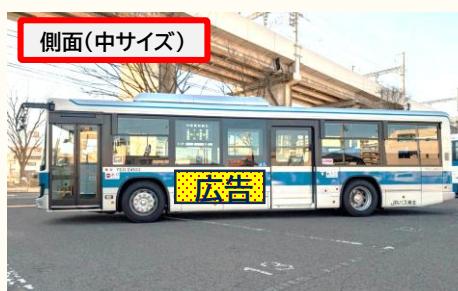
※高速線・一般線ともにラッピング可能範囲は社名等表示部を除く3面(両側面・後面)になります。

一部ラッピング

アピールの内容に応じて、フレキシブルに広告を掲出できます



高速線：側面・後面 <掲出期間> 1台/1年～ 窓シール <掲出期間> 1台/6か月～



一般線

側面(大サイズ)

側面・後面(中サイズ)

後面(小サイズ)

前面(鉄板・ラッピング・フロントマスク)

※一般線は一部お取次ぎのご案内となります

<掲出期間> 1台/1年～

<掲出期間> 1台/6か月～

<掲出期間> 1台/6か月～

<掲出期間> 1台/1か月～

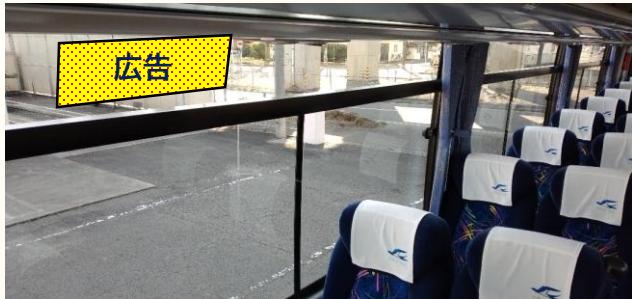
記載内容について

- ラッピングは車両運用の都合上、車両の所属する支店や支所または路線単位での掲出となります。
- 広告料金とは別にラッピング・ポスター・放送等の制作費用、自治体への申請手数料等が必要となります。
- 制作費用には、広告物等の設置・撤去費用が、チラシ等の場合は交換・補充費用等が含まれます。
- 各媒体ごとの最短掲出期間がございます。○ご相談内容に応じて制作施工業者をご紹介させていただく場合がございます。

バス車内広告

車内窓ステッカー

ご利用のお客さまに抜群のアピール力を発揮します



高速線：<掲出期間> 1台/1か月～



一般線：<掲出期間> 1台/1か月～

車内ポスター

自然に目に入る位置に掲出可能なPRにピッタリの媒体です



一般線
車内ポスター <掲出期間> 1台/7日～

シートポケット広告

長時間のご乗車の際にいつい手に取ってしまう位置で抜群のPRを！

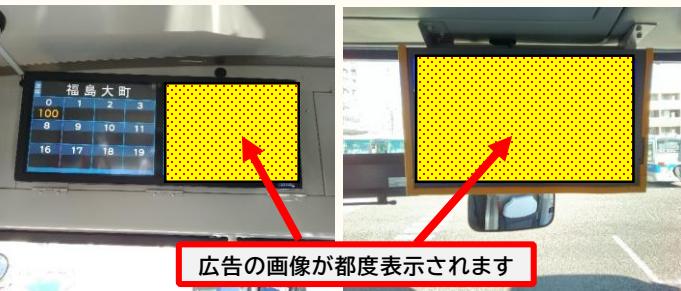


高速線：<掲出期間> 1台/1か月～

※一般線は一部車両のみとなります
一般線：<掲出期間> 1台/1か月～

音声・画像広告

放送や車内表示機で的確に訴求可能です



高速線
音声・画像 <掲出期間> 1停留所/1年～
音声のみ <掲出期間> 1停留所/1年～

一般線
音声・画像 <掲出期間> 1停留所/1年～
音声のみ <掲出期間> 1停留所/1年～

その他広告

仙台駅東口サイネージ

仙台駅東口の好立地！バスご利用の方以外にも幅広く訴求が可能です！



バスの利用者へ効果的にPRが可能

昼夜問わず多くの人々が行き交う仙台駅前…
そんな東口のバス乗り場前に、
立地するJRバス東北仙台駅東口待合所に
このサイネージは設置されています。

バス乗り場を通り過ぎる歩行者にも、
高速バスをお待ちのお客さまにも、
このサイネージに掲載すれば効果的にPRが可能です！



ご通行の方の目に入る立地！



様々な広告を放映可能です！

<掲出期間> 1ヶ月～

広告掲出料金について

広告掲出料金のほか、ご希望の媒体により制作費用等が必要となります

広告掲出にあたり、JRバス東北がいただく広告掲出料金のほかに、ご希望の媒体によりラッピング等の制作および貼付け・撤去作業料金(制作・施工会社へのお支払いとなります)が必要となる場合がございます。

ご利用条件について

広告の掲出については、下記のガイドラインを遵守して頂く必要がございます

■倫理綱領■

- (1)広告は、社会理念や関係諸法規に反するものであってはならない。
- (2)広告は、真実を伝えるものであり、利用者に不利益を与えるものであってはならない。
- (3)広告は、利用者の人権を尊重し、不快感や恐怖心を起こさせるものであってはならない。
- (4)広告は、品位や美観を損なったり、危険を及ぼすものであってはならない。

■ガイドライン■

(1)広告主の信用性

広告主は行政、地方自治体、JR東日本グループ各社のほか、公序良俗に反せず、青少年保護、人権の尊重、消費者保護を重視し、風俗営業法に定める業態に抵触する恐れのない企業等を対象とします。

(2)広告内容の明瞭性

広告物には原則として正式な広告主の名称、所在地等を表記し、広告内容の正確さ、わかりやすさ及び明瞭性を確保するものとしますが、名称等の省略、通称や商標の使用、外国語表記、その他広告表現上の理由による表記などを総合的に検討して、広告内容の明瞭性について判断します。

(3)掲出できない広告物

広告物の所在地に適用される屋外広告物条例その他の関係諸法規に違反しているものは掲出できません。

(4)安全性の確保

広告物の所在地(車体利用広告にあっては運行経路上の各地域を含む)に適用される屋外広告物条例その他の関係諸法規を遵守していること、及び広告物の材質、色彩、設置方法、表示方法などを総合的に検討して安全性の確保について判断します。

お申し込みについて

広告をお申し込みの際は、下記ご連絡先までお気軽にお問合せください！

このガイドに掲載以外の広告についてもご要望に合わせてご提案させていただきます！

お問い合わせ:

 **ジェイアールバス東北株式会社** 経営企画部広告担当 TEL:022-353-9841

(3番の経営企画部をお選びください)